

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年4月から44年3月まで  
②昭和54年1月から同年3月まで

申立期間①については、国民年金手帳を持参し、市役所の窓口で昭和42年度の国民年金保険料を昭和43年4月に、43年度の保険料を44年4月にまとめて納付した。納付金額は1年分で2,400円だったと思う。

また、申立期間②については、必ず夫婦一緒に定期的に保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「国民年金手帳を持参し、申立期間①の国民年金保険料を市役所にて1年分ずつまとめて納付した。」と主張しているが、申立期間①当時、申立人夫婦が居住していた市では、国民年金手帳を市が一括保管し、納付書を発行した上で、近くの市指定の金融機関で納付するという方式をとっており、申立人の主張とは異なる。

また、申立期間①以前の期間について、申立人が所持する領収書を見ると、領収印の日付が月中ごろになっているのに対して、国民年金手帳の検認印の日付はすべて月末になっており、申立期間①以降の期間についても、確認できる範囲で同手帳の検認印の日付がすべて月末になっていることから、申立人の国民年金手帳を市役所が保管しており、月末に検認処理をしていたことが推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和42年度及び43年度の検認記録に検認印は無く、右側のページの印紙検認台紙が同手帳から切り離す際の割印を押した上で切り取られている。

加えて、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は見当たらない。

- 2 申立期間②は、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年度以降の国民年金加入期間について、申立期間を除いて、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を納付する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されており、申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②の3か月の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②当時、申立人が居住していた市では、3か月単位の納付書が発行されていたことが確認されていることから、「当時、3か月分ずつ定期的に国民年金保険料を納付していた。」とする申立人の主張に不合理な点は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年4月から44年3月まで  
②昭和54年1月から同年9月まで

申立期間①については、国民年金手帳を持参し、市役所の窓口で昭和42年度の国民年金保険料を昭和43年4月に、43年度の保険料を44年4月にまとめて納付した。納付金額は1年分で2,400円だったと思う。

また、申立期間②については、必ず夫婦一緒に定期的に保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「国民年金手帳を持参し、申立期間①の国民年金保険料を市役所にて1年分ずつまとめて納付した。」と主張しているが、申立期間①当時、申立人夫婦が居住していた市では、国民年金手帳を市が一括保管し、納付書を発行した上で、近くの市指定の金融機関で納付するという方式をとっており、申立人の主張とは異なる。

また、申立期間①以前の期間について、申立人が所持する領収書を見ると、領収印の日付が月中ごろになっているのに対して、国民年金手帳の検認印の日付はすべて月末になっており、申立期間①以降の期間についても、確認できる範囲で同手帳の検認印の日付がすべて月末になっていることから、申立人の国民年金手帳を市役所が保管しており、月末に検認処理をしていたことが推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和42年度及び43年度の検認記録に検認印は無く、右側のページの印紙検認台紙が同手帳から切り離す際の割印を押した上で切り取られている。

加えて、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は見当たらない。

- 2 申立期間②は、9か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年度以降の国民年金加入期間について、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を納付する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されており、申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②の9か月の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の申立期間②のうち、昭和54年4月から同年9月までの期間については、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は納付済みとなっている上、申立人夫婦は確認できる範囲ですべて同一日に保険料を納付している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち、昭和27年9月から28年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を27年9月1日、資格喪失日に係る記録を28年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：大正15年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和27年3月1日から28年4月1日まで

A事業所の厚生年金保険被保険者期間が昭和28年4月1日からとなっている。

しかし、社会保険料が控除されている給与明細書を持っているため、この期間を含め、勤務を開始した昭和27年3月1日より28年4月1日までの期間について、再調査をお願いする。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A事業所の新規適用日である昭和28年4月1日に被保険者となった同僚の証言などから判断すると、申立人は、申立てに係るA事業所に継続して勤務し、昭和27年9月から28年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書から8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間の後の昭和28年4月1日より前には、適用事業所としての記録が無いが、元同僚の証言などから、申立期間においても新規適用事業所とされた時期と企業の規模、

業務内容などの実態には大きな変化がないことが確認されることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、27年9月から28年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和27年3月から同年8月までの期間、及び28年2月と同年3月については、27年3月分から同年9月分までのそれぞれの給与明細書、及び28年3月分と4月分のそれぞれの給与明細書から継続して勤務していたことは認められるものの、事業主により厚生年金保険料が控除されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和27年3月から同年8月までの期間及び28年2月から同年3月までの期間において、当該期間について厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするB事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月から32年1月までの厚生年金保険料をB事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を31年11月1日、資格喪失日に係る記録を32年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を31年11月から同年12月までが1万円、32年1月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和9年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和30年1月から同年9月ごろまで（A事業所）  
②昭和30年10月から34年2月ごろまで  
（B事業所）

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について記録が確認できないとの回答を得た。職場はいろいろ変わったが、生活のため長期間無職であったことはない。社会保険料が控除されていたと記憶しているため申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和31年11月から32年1月までの期間について、給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から昭和31年11月から同年12月までは1万円、32年1月は1万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B事業所の新規適用は昭和34年5

日1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿などにより、同事業所は申立期間当時は既に法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと推認することができることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、上記期間を除いた申立期間②の期間については、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、B事業所は昭和38年2月27日に全喪しており、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、当該期間における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①については、申立期間の一部に関して、申立人が提出した給与明細書があるものの、当該給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていない。社会保険事務所の記録によれば、A事業所が新規適用されたのは、申立期間の後の昭和39年3月1日となっていることに加え、申立期間当時の事業主に申立期間における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について照会したが、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 3 月 22 日から同年 10 月 22 日まで  
②昭和 41 年 10 月 26 日から 45 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、納得ができない。調査して年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 46 年 2 月 5 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 45 年 4 月 24 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月26日から24年8月1日まで

社会保険事務所で自分の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。しかし、自分は脱退手当金を受給した記憶は無く、納得ができない。調査して年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和25年11月12日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、仮に申立期間について脱退手当金が支給されたとすると、昭和24年8月1日に資格喪失した当時の申立人に係る脱退手当金の支給要件は、申立人の脱退手当金が支給されたと記録のある被保険者期間は19月であり、かつ、申立人は死亡者ではないことから、「被保険者期間6月以上20年未満の女子被保険者が婚姻又は分娩のため資格喪失したとき」であると考えられる。しかし、申立人は、「退職理由は自己都合で婚姻や出産ではない。」と主張しており、戸籍謄本からも昭和32年まで婚姻及び分娩の記録は確認できないことから、申立人は当該脱退手当金の支給要件を満たしていないものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私は、会社を退職し結婚した後、しばらくしてから市役所で国民年金の加入手続をした。当時は、金融機関の行員に毎月夫の給料振込口座から現金を出金してもらい、その中から多数の積立金や簡易保険料の納付を依頼していたので、国民年金保険料もその中に含まれていたはずである。そのため、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間直後の昭和61年4月から国民年金第3号被保険者となっているが、当該制度創設時に国民年金に任意加入していた者に送付される「国民年金任意加入被保険者現況届出書」を申立人は見た記憶が無く、その夫の勤務先の担当部署で扶養事実の証明等を受ける手続をした記憶も無い。

また、申立人は、「国民年金保険料の納付額は1万円ぐらいだった」と述べているが、当時の保険料額は6,000円前後と相違しており、保険料の納付に関与していたとする金融機関の行員からも確認できないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人は平成3年4月に第1号被保険者として国民年金保険料を納付しており、その額が1万円前後であったことから、申立人はこのころから保険料の納付を再開したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄には、申立期間に係る記載が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 777

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から45年3月まで

私は、高校卒業後、昭和63年4月に就職するまで、兄が経営する店を手伝っていた。賃金は小遣い程度であったので税金や国民年金保険料は経理をしていた兄嫁が兄の分と一緒に納付してくれていた。そのため、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これをしたとされる申立人の兄嫁は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、申立人が「これ以外の国民年金手帳を見たことがない。」と述べている申立人の国民年金手帳も同年7月に発行されていることから、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えられるが、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和45年4月から47年3月までの保険料を47年7月8日に過年度納付した領収書を所持しており、申立人はこのころから保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年4月まで

昭和41年に、それまで勤めていた会社を退社して、義兄の事業を手伝うようになった時、母親が私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていた。そのため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当時の記憶が定かでない上、これをしたとされる申立人の母親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が所持している年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されていない上、国民年金に係る記録も記載されていない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年3月まで

申立期間については、国民年金の任意加入資格を喪失する手続きをしており、国民年金に未加入であると言われたが、資格喪失後に申立期間以前の国民年金保険料の納付書をわざわざ作成してもらい、過年度納付するはずがなく、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の国民年金保険料の納付についての記憶が定かではなく、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、住所変更の手続きが適切にされていないことがうかがえ、申立期間直前にも納付の遅れ及び未納が見られる。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住する市の年金記録では、申立人は昭和59年9月14日に国民年金被保険者資格を喪失したとされており、齟齬<sup>そご</sup>は無い。

さらに、申立期間直前の昭和58年7月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付しており、59年1月から3月までの保険料は未納であるなど、申立人の納付意識は高かったとは言い難く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から56年3月までの期間及び59年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年9月から56年3月まで  
②昭和59年1月から61年3月まで

昭和46年6月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替えを行った。その後、就職、退職を繰り返したが、国民年金と厚生年金保険との間を空けることなく、保険料を納めていたと確信しているため、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②当時、その夫が共済組合に加入していたため、国民年金の任意加入対象者であったが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、国民年金の任意加入手続を行った記憶が無いとしており、保険料の納付の記憶は申立期間①及び②以前の国民年金保険料の納付済期間に係るものかもしれないと述べている。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間①及び②に係る任意加入資格取得の記載は無いことから加入手続を行った形跡はうかがわれない。

さらに、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、厚生年金保険の資格を喪失したため、昭和 37 年 10 月ごろに区役所の出張所で国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 126 か月と長期間である上、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 48 年 7 月であり、この時点で申立期間の大部分は時効のため国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、申立人の国民年金手帳には 48 年 6 月 23 日発行と記載されており、48 年 4 月から同年 9 月までの欄に「48. 7. 31」の出納印が押された領収書の一部が貼付されていることから、申立人は、このころ保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は昭和 59 年 12 月に結婚するまで同じ所に居住しているなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性が低く、申立期間の国民年金保険料を納付していながら、その直後に改めて国民年金の加入手続をし、新しい国民年金手帳記号番号で保険料を納付するとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から46年2月まで  
兄、姉、妹の国民年金保険料は母親が納付しており、当時、経済状態も悪くなかったため、当然、母親が私の国民年金保険料も納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされるその母親は既に他界しているため、状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月ごろに払い出され、52年12月16日に国民年金に任意加入しており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえない。

さらに、申立人の姉及び妹は実家で暮らしていた時期にその母親が国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人は申立期間当時、両親と住民票を別にしており、申立人の母親が申立人の居住していた区で加入手続及び保険料の納付を行っていたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立人の姉及び妹は母親から国民年金手帳を受け取った記憶があるが、申立人にはその記憶が無く、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控、家計簿等）も無い。

そのほか、申立期間についてその兄は未加入期間及び被用者年金加入期間であり、その姉も未納がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私は10代のころから身体が弱かったので、母親が心配して、年をとっても困らないようにと20歳になった昭和45年に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと思っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとされる申立人の両親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年6月ごろであり、このころ国民年金の加入手続を行い、申立人が満20歳に到達した45年3月に<sup>さかのぼ</sup>遡って資格取得したと推測され、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがわれない。

さらに、昭和50年6月時点では、申立期間の過半は特例納付によるほかは、既に時効であるが、申立人は母親からまとめて保険料を納付したなどの事情を聴いていないことから、特例納付されたことがうかがわれず、申立人の母親は50年6月ごろ申立人の国民年金の加入手続を行い、現年度保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年3月まで

昭和36年の年末に町内会館で国民年金の募集があり、第1回保険料として250円を添え、加入手続をした。その後、3か月に1回、区役所の高齢の女性職員が集金に来て、保険料の納付時にその場で国民年金手帳に日付の入った丸い領収印を押していた記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続の記憶として、「20歳の当時は強制ではなかったが加入した。」「2口加入した。」と述べているが、申立期間当時、申立人は強制加入対象者であり、また、国民年金に2口加入することは制度上考え難い上、申立期間直後の昭和42年度の国民年金保険料は昭和43年2月に一括して納付しており、3か月に1回集金によって納付していたという申立人の主張と、齟齬がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年8月に払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえず、42年4月以降の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人は加入手続を行った昭和42年度の現年度保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月から28年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

給与明細書は無いものの、申立期間は、A事業所で3箇所の工事に従事した期間であるため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は申立期間に従事した工事の場所などを鮮明に記憶していたため、当該所在地を管轄する法務局に商業登記簿を請求したが、申立人の述べているA事業所は確認できなかった。

さらに、申立人がA事業所と関係があったと説明しているB事業所C支店に、申立人、A事業所の当時の事業主、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立期間において申立人が勤務したと説明しているD県内には、A事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 21 日から 36 年 7 月 20 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。

A事業所B工場には確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A事業所に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、A事業所B工場が新規適用となる昭和 35 年 8 月 1 日に資格を取得した元従業員に、申立人の勤務の状況を確認したものの、申立人の勤務に係る証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。